

## 第 2 号 議 案

### 一般社団法人学士会定款改正要綱案

会員増強委員会の答申の趣旨に沿って会員資格を拡大するため、次のとおり定款を改正する。

- 1 九州大学及び大阪大学にそれぞれ統合された旧九州芸術工科大学及び旧大阪外国語大学出身の学士、学位取得者及び教職員等だった者に、九州大学及び大阪大学の場合と同一の会員資格を認める。

#### 改正案

第 6 条第 1 項（1）中「九州大学」を「九州大学（旧九州芸術工科大学を含む。）」に、「大阪大学」を「大阪大学（旧大阪外国語大学を含む。）」に改める。

- 2 新たに「副学長及び役員」に会員資格を認める。

#### 改正案

同項（3）を、「第 1 号の大学の学長、副学長、理事若しくは監事の職にある者又はそれらの職にあった者」に改める。

- 3 新たに「助教その他の常勤の教育研究職又はそれらの職にあった者」に会員資格を認める。

#### 改正案

同項（4）以下を 1 号ずつ繰り下げ、（3）の後に「（4）第 1 号の大学の教授、准教授、助教若しくはその他の常勤の教育研究職にある者又はそれらの職にあった者」を加える。

- 4 理事会が個別に会員資格を認める例として、「第 1 号の大学の運営に貢献した者」を加え、一般の管理職、専門職等も理事会の認定により会員資格が認められることを明らかにする。

#### 改正案

（6）中「第 1 号の大学に在学し学位を受けなかった者」の後に「、同号の大学の運営に貢献した者」を加える。